



新型コロナウイルス感染症流行下における ～妊産婦寄り添い型支援のご案内～

新型コロナウイルス感染症流行下において、日常生活が制限され、健康面や今後の育児などに不安を感じている妊産婦の方に対し、不安を少しでも軽減できるよう、助産師（保健師）が支援を行います。

助産師（保健師）が、訪問等により不安や悩みをうかがいます。

対象となる方は…（次の①か②に当てはまる方で支援を希望する方）

- ① 新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊産婦の方
- ② 新型コロナウイルスの感染が認められた妊産婦の方

支援する内容は…

- ・助産師（甲府市の場合は保健師）が支援を行います。
- ・訪問等により、妊産婦の方のさまざまな不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言や支援を寄り添いながら行います。
- ・費用は無料です。

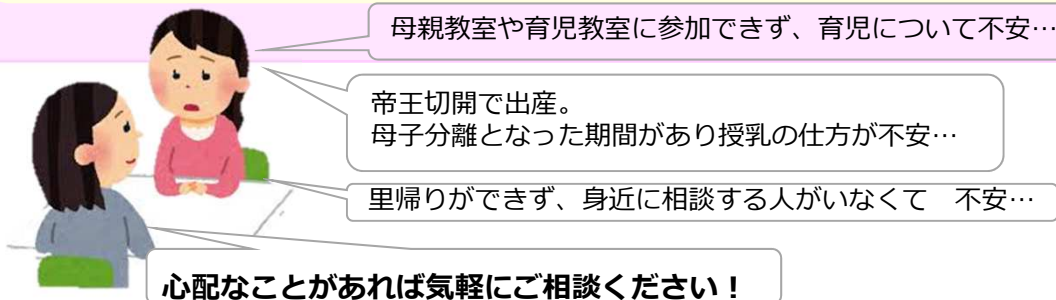


お申し込み先は…

- ・上記①の方は、山梨県子育て支援局子育て政策課へ、②の方は、お住まい（里帰り先を含む）を管轄する保健所にお申し込みください。

（甲府市内に住所がある妊産婦の方又は山梨県外に住民票があるが甲府市に里帰りをしている妊産婦の方は、甲府市役所母子保健課へお申し込みください。）

- ・詳しくは、下記お問い合わせ先にご連絡ください。



母親教室や育児教室に参加できず、育児について不安…

帝王切開で出産。
母子分離となった期間があり授乳の仕方が不安…

里帰りができず、身近に相談する人がいなくて 不安…

心配なことがあれば気軽にご相談ください！

お問い合わせ先（保健所は、お住まい（里帰り先を含む）を管轄する保健所にご連絡ください。）

山梨県子育て支援局子育て政策課 055-223-1425

中北保健所健康支援課 0551-23-3073（甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、南アルプス市、北杜市）

峡東保健所健康支援課 0553-20-2753（山梨市、笛吹市、甲州市）

峡南保健所健康支援課 0556-22-8155（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）

富士・東部保健所健康支援課 0555-24-9034（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）

甲府市役所母子保健課 055-237-8950（甲府市）

新型コロナウイルス感染症流行下における 【妊産婦寄り添い型支援について】

山梨県内（甲府市を除く）に住所がある妊産婦方へ※1

- 新型コロナウイルス感染症流行下において、妊産婦の方の中にはご自身やお子さんの健康面などに不安を感じている方もいることと思います。特に、新型コロナウイルスに感染した方は強い不安を抱えている方もいることと思います。
- 山梨県では、こうした妊産婦の方で支援を希望される方を対象に、助産師による訪問支援（健康相談、保健指導、育児支援等）を行っています。
- 訪問する助産師は、妊産婦の方のお住まいの市町村とともに日頃から妊産婦支援を行っている助産師又は山梨県助産師会所属助産師です。
- 訪問支援を始めるにあたり、妊産婦の方ご本人の療養状況等を基に支援計画を作成します。また、支援終了後は市町村での今後の支援に活かしてもらうため、お住まいの市町村に支援内容を引継ぎます。このため、次の関係者及び関係機関で情報共有をさせていただきます。
 - ・山梨県子育て支援局子育て政策課母子保健担当
 - ・寄り添い支援を行う住所地または里帰り先を管轄する保健所
 - ・この事業で支援を行う助産師
 - ・妊産婦の方の住所地（里帰り先を含む）の市町村母子保健担当部署

甲府市内に住所がある妊産婦の方へ※2

- 新型コロナウイルス感染症流行下において、妊産婦の方の中にはご自身やお子さんの健康面などに不安を感じている方もいることと思います。特に、新型コロナウイルスに感染した方は強い不安を抱えている方もいることと思います。
- 甲府市では、こうした妊産婦の方で支援を希望される方を対象に、退院後、マイ保健師による訪問支援（健康相談、保健指導、育児支援等）等を行っています。なお、甲府市に住民票がある妊産婦の方につきましては、この訪問支援等の終了後も引き続きマイ保健師による継続的な支援を受けることができます。
- 訪問支援等を始めるにあたり、妊産婦の方ご本人の療養状況等を基に支援計画を作成します。
 - ・このため、次の関係者及び関係機関で情報共有をさせていただきます。
 - ・新型コロナウイルス感染情報をもつ保健所の感染症担当
 - ・甲府市の母子保健担当
- ※甲府市に里帰りをしている妊産婦の方につきましては、訪問支援等の終了後は住民票がある市区町村での今後の支援に活かしてもらうため、住民票がある市区町村の母子保健担当部署に甲府市での支援内容を引継ぎます。

※1 原則、山梨県内（甲府市を除く）に住民票がある妊産婦の方又は山梨県外に住民票があるが山梨県内（甲府市除く）に里帰りをしている妊産婦の方

※2 甲府市に住民票がある妊産婦の方又は山梨県外に住民票があるが甲府市に里帰りをしている妊産婦の方